

平成 28 年 5 月 23 日
総務部法制契約課

技術者配置の金額要件に係る取り扱いの変更について

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられ、平成 28 年 6 月 1 日から施行することとされました。今回、本市においても建設業法に基づく技術者配置の金額要件の引き上げに伴い、次のとおり取扱いますのでお知らせします。

記

1 技術者配置の金額要件の変更

		現行	変更後
(1)	監理技術者の配置が必要な金額	下請契約請負代金額下限 <u>3,000 万円</u> (建築一式 <u>4,500 万円</u>)	下請契約請負代金額下限 <u>4,000 万円</u> (建築一式 <u>6,000 万円</u>)
(2)	主任技術者または監理技術者の専任配置が必要な金額	請負代金額下限 <u>2,500 万円</u> (建築一式 <u>5,000 万円</u>)	請負代金額下限 <u>3,500 万円</u> (建築一式 <u>7,000 万円</u>)

2 実施時期

平成 28 年 6 月 1 日から施行する。